

大阪市民のみなさんへ

2025万博 大阪・関西へ

このたびの災害について

大阪府北部を震源とする地震、平成30年7月豪雨と立て続けに大きな災害が発生しました。これらの災害により亡くなられた方のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様に心よりお見舞い申し上げます。

大阪市長 吉村 洋文

災害義援金を募集しています

大阪市では、被災された方々を支援するため、災害義援金を受け付けています。

義援金名：①大阪府北部を震源とする地震 ②平成30年7月豪雨

受付場所：区役所

市役所南玄関受付(1階)・市民局区政支援室(4階)

受付期間：①9月28日まで ②12月28日まで

問い合わせ▶市民局地域力担当 ☎6208-7305 FAX6202-7073

日頃から災害に対する「心がまえ」と「備え」を

防災、減災に役立つマニュアルやアプリ、SNSなど



市民防災マニュアル

災害から身を守る日頃の備えや災害に対する正しい知識を学ぶことができます。

※冊子は区役所および危機管理室(市役所5階)において配布、ホームページでもご覧いただけます。



▲詳しくは、こちら



防災アプリ

防災知識等が学べ、災害時における避難を支援するスマホ用アプリです。ダウンロードしてご利用ください。



▲詳しくは、こちら

危機管理室twitter

[公式アカウント] @kikikan_osaka

災害時における情報など防災に関する情報を発信します。



▲詳しくは、こちら

災害への備え

食の備え

災害に備え、日頃から最低3日分、できれば1週間分の食品を備えておきましょう。賞味期限などを考慮して、「1つ食べたら、1つ買い足す」ローリングストックの考え方で備えましょう。



水は一人1日3リットル
アルファ米や
レトルト食品等
人数分備えましょう!



詳しくは、こちら▶

家具の転倒防止のお願い

大阪府北部を震源とする地震では、家具等の転倒で亡くなれるという事故が発生しており、転倒防止対策が重要です。今すぐ対策をしましょう。

8月中にリーフレットを区役所および危機管理室(市役所5階)等で配布します。



詳しくは、こちら▶

塀の倒壊防止策のお願い

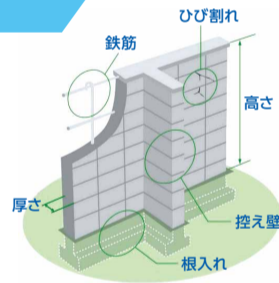
塀の所有者には塀を安全に管理する義務があります。地震による倒壊事故等を防ぐため、ホームページ掲載のチェックポイントを参考に安全点検をお願いします。点検の結果、危険性が確認された場合、付近通行者への注意表示を行い、補修等を専門家に相談してください。



詳しくは、こちら▶

安全点検のチェックポイント

1. 塀は高すぎないか?
2. 塀の厚さは十分か?
3. 控え壁はあるか?
(塀の高さが1.2m超の場合)
4. 基礎があるか?
5. 塀は健全か?
6. 塀に鉄筋が入っているか?



ブロック塀等の所有者からの相談窓口を設けています。

問い合わせ▶都市計画局監察課

☎6208-9311~9313,9316,9317

FAX6202-6960

詳しくは、こちら▶



住まいの耐震化を応援します

住宅の所有者に対し、耐震診断・耐震改修にかかる費用の一部を補助します。補助要件・内容等詳しくはお問い合わせください。

ブロック塀等の撤去等費用を補助
道路等に面したブロック塀等の撤去費用、撤去後に新設する軽量フェンス等の設置費用の一部を補助します。

〈補助対象経費および限度額〉

- ブロック塀等の撤去工事費
→ 上限15万円
- 軽量フェンス等の設置工事費
→ 上限25万円

〈補助率〉

- 補助対象経費の2分の1

詳しくは、こちら▶



申込み・問い合わせ▶

都市整備局耐震・密集市街地整備受付窓口

☎6882-7053 FAX6882-0877

問い合わせ▶危機管理室危機管理課 ☎6208-7388 FAX6202-3776

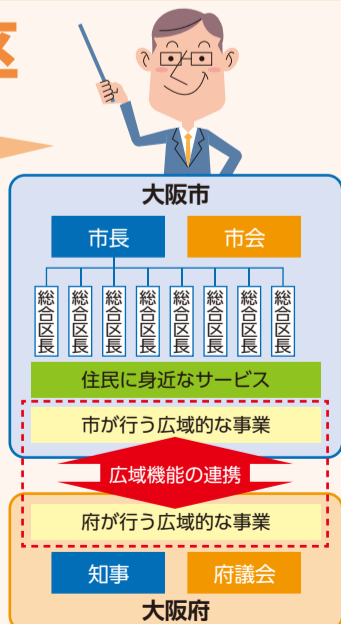
連載第7回 総合区・特別区ってなんだろう?

どう違うの?

総合区

- ◆ 大阪市を残し、区長の権限を拡充
- ◆ 府と市が広域機能を連携

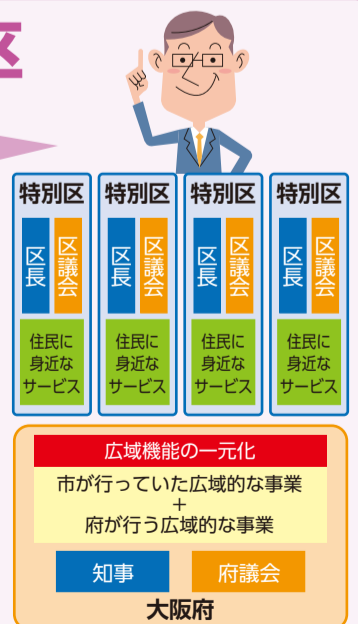
- ◆ 議会の同意を得て市長が区長を選びます。
- ◆ 市長マネジメントのもと、区長の権限を強化し、住民ニーズを踏まえた行政サービスを展開します。
- ◆ 大阪全体の成長、安全安心などに関わる事業は、市長と知事が協議調整を行い取り組みます。



特別区

- ◆ 大阪市をなくし、特別区を設置
- ◆ 府に広域機能を一元化

- ◆ 選挙で区長が選ばれます。
- ◆ 区長自らが、住民ニーズを踏まえた行政サービスを展開します。
- ◆ 大阪全体の成長、安全安心などに関わる事業は、大阪府に一元化し、知事が取り組みます。



問い合わせ▶副首都推進局問い合わせ担当 ☎6208-8989 FAX6202-9355

総合区・特別区 検索